

令和5年9月21日

職員の懲戒処分について

1. 事案概要

本市職員が、消防団団員として所属する班の会計責任者を務めていた令和2年4月～令和5年7月までの間に、消防団活動資金の私的流用を行っていたと、消防団から同年9月3日付けで市へ報告された。

その後の本市及び消防団の調査により、飲食代や生活費に流用（消費）するなど、総額1,040,321円を着服したことが確認された。

また、着服の発覚を免れるため、金銭出納帳に消防団分団から支給された実収入額を過小に記載するなど、改ざんし後任に渡していたことが、9月14日に判明した。

なお、着服した活動資金については、職員から消防団（班）に全額返済済である。

2. 本件に関する職員の懲戒処分

令和5年9月21日付けで、本市職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を次のとおり行いました。

(1) 被処分者及び処分内容

所 属	職 名	年 齢	処分内容
健康福祉部	主幹	42歳	免職

なお、合志市消防団も、懲戒処分を行う予定です。

3. 管理・監督責任

本件の管理・監督責任として、市長の給料月額を10%減額（1か月）する。なお、条例案については、令和5年第5回合志市議会臨時会（9月29日）に提出予定。

4. 再発防止策

職務の内外を問わず、より一層、綱紀粛正と服務規律の徹底を図るため、コンプライアンス向上に向けた職員研修を実施。

【合志市】

5. 市長コメント

本市職員による今般の不祥事は、市民の皆さまの信頼を裏切るものであり、深くお詫び申し上げます。

改めまして、全職員に綱紀肅正及び服務規律の徹底を図りつつ、一層の緊張感を持って職務に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

【処分内容の連絡先】

総務部 総務課 人事班

TEL 096-248-1112（直通）

【事案内容・経緯の連絡先】

総務部 安全安心課 防災対策班

TEL 096-248-1555（直通）